

6. 路線別管理計画

(1) 施行対象・路線及び樹種

ここでは、剪定を行うにあたり各路線の樹種ごとの剪定方法を示すが、これまで述べたとおり、樹木は年々成長していくので、下図に示すように4つの剪定方法（育成、維持、抑制、再生タイプ）の間隔は樹種により異なるが、概ね今後2～3年後には維持タイプのものが抑制タイプの剪定へ段階的に変わる。抑制タイプはさらに樹木が成長すると樹形が崩れてくるので再生タイプへと変わる。

したがって、この内容は平成24年を対象にした内容であり、今後の施行に際しては改めて路線毎、樹種ごとに樹木の伸長具合を測ったうえで管理計画をたてる必要がある。

なお、対象路線は33路線、対象樹種は26種である。対象とならなかった樹種については、次項「(2)未計画樹種の剪定計画」に剪定計画をたてる場合の仕様を示した。

◆ 剪定方法の年次的変遷

